

第 2 回策定会議での指摘事項について

1 第2章「姫路市の現状における課題」の指摘事項について

(1) 「I 姫路市の現状と将来予測」について

ア 指摘内容（要約）

障害者手帳所持者数の推移に令和5年度のデータを記載してほしい。

イ 修正内容

資料2のとおり修正しました。

2 第4章「施策体系」の指摘事項について

(1) 表記について

ア 指摘内容（要約）

重症心身障害児と表記されているところと、重度心身障害者と表記されているところがある。確認し正しい表記にしてほしい。

イ 修正内容

「I 充実した日常生活を支える体制の構築」「B 障害福祉サービス提供体制の充実」
「(1) 短期入所事業の充実」の表記について「重度心身障害者」を「重症心身障害者」に修正しました。

(2) 福祉と医療の連携について

ア 指摘内容（要約）

- ・医療の、レスパイトに活用できる資源が、利用されていない。
- ・救急で、強度行動障害のある人を受けてくれる病院がない。
- ・医療的ケアの必要な人のためのコーディネーターの配置を進めてほしい。
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアについても、地域移行を進めるために、医療と障害福祉を結びつけるための役割・仕組みが求められている。

イ 修正内容

「2 地域で暮らし続けるための支援」「A 地域生活を支える仕組みの構築」
「(1) 地域生活を支援するための環境整備」に、以下の文章を追加しました。
「② 地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整や重度の障害のある人や医療的ケアの必要な人が利用できる医療関係資源等の情報を収集し、必要時に情報提供やコーディネートできる仕組みを構築します。」

(3) 「2 地域で暮らし続けるための支援」「B 施設入所者・病院入院者の地域移行」

「(2) 地域移行の推進」について

ア 指摘内容（要約）

施設入所者の地域移行について、入所者の生活をどう考えているか。

イ 修正内容

以下の文章を追加しました。

「② 施設入所者の地域生活移行に関する意向について、適切な意思決定支援により確認し、支障となる要因や必要な支援を把握し、入所施設、相談支援事業所及び関係機関が連携して地域生活移行を推進します。」

(4) 「3 就労支援体制の充実」「A 一般就労への移行及び職場定着の推進」

「(2) 就労に係る障害福祉サービスの利用による支援」について

ア 指摘事項（要約）

リワーク支援について入れてほしい。

イ 修正内容

以下の文章を追加しました。

「③ 病気等により障害となった人について能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓などにより、再就職を支援します。」

(5) 「3 就労支援体制の充実」「A 一般就労への移行及び職場定着の推進」

「(4) 多様な働く機会の確保」について

ア 指摘事項（要約）

重度障害者の就労時の生活介護を助成する制度について、計画に載せてほしい。

イ 修正内容

②の文章を以下のとおり修正しました。

「② 重度障害者等の日常生活に係る支援を通勤中や就業中にも行うことで、障害を理由として、働く意思と能力がありながら働くことができない人の就労機会を拡大し、障害者の社会参加を促進します。」

(6) 「4 生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実」

「A 重度障害児・医療的ケア児への対応」「目標指数②」について

ア 指摘事項（要約）

医療的ケア児等に関するコーディネーター配置について、令和8年度に1人になっているが、令和6・7年度に配置するのは難しいか。

イ 修正内容

医療的ケア児コーディネーターについては、本市では、ルネスがその役割を担っていると考えているが、今後、別に配置することも検討し、目標として7年度から1人に修正しました。

(7) 「4 生涯を見据えた就学前・学齢期における支援の充実」

「B 総合福祉通園センター「ルネス花北」の機能強化」について

ア 指摘内容（要約）

制度の多様化から、ルネス花北への一元化には限界があるのではないか。

イ 修正内容

施策名を「発達支援システムの構築」に改めました。

あわせて「(2)児童発達支援センターとしての機能強化」の項目の最初に「「総合福祉通園センター・ルネス花北」の」という文言を追加しました。

(8) 「5 権利擁護・差別の解消」「A 障害に対する理解促進・差別解消」

「(1)各種啓発事業の実施」について

ア 指摘内容（要約）

啓発について、具体的な施策など充実をさせてほしい。

イ 修正内容

以下の施策を修正・追加しました。

「③ 障害者団体や施設が実施する差別解消につながるイベントや講演会等の活動に対して支援し、障害に関する意識や理解の向上を図ります。

④ 企業等に対し啓発チラシを配布するとともに、企業等が実施する障害者差別解消法及び障害理解等に関する研修へ講師を派遣し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供についての周知を図ります。

⑦ 障害等により援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。ヘルプマークへの理解を促進し普及啓発を図るため、ホームページ、広報ひめじのほか、市の施設等でのポスター掲示、ちらし・啓発用品の配布により普及啓発を行うほか、駅及び商業施設でデジタルサイネージによる啓発を行うなど周知に努めます。

⑧ 「手話言語の国際デー」や「世界自閉症啓発デー」等に合わせ、姫路城及びアクリエひめじをライトアップすることにより市民への障害に対する認知を広めます。」